

個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人の尊厳を尊重するという基本理念のもと、社会福祉法人目黒区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が保有する個人情報等の取り扱いについて、法令等に基づく基本的事項を定め遵守するとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面もしくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式）で作られる記録をいう。）に記載され、もしくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号にいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴（DNA、容貌、声帯、指紋等）を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 対象者ごとに異なるものとなるように、個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号、その他の符号であつて、特定の利用者もしくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、個人番号、被保険者証の記号番号等）

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であつて、次の各号のいずれかの記述等が含まれるものをいう。

(1) 本人の人種、信条又は社会的身分

(2) 病歴

(3) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

(4) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のために健康診断その他の検査（次号において「健康診断等」という。）の結果

(5) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、

本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療もしくは調剤が行われたこと。

(6) 犯罪の経歴又は犯罪により害を被った事実

(7) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(8) 本人を、非行を犯した少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

4 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。）をいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

5 この規程において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。

6 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

7 この規程において「保有個人データ」とは、事業団が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの以外のものをいう。

(1) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるもの

(2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

8 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

9 この規程において「職員等」とは、直接間接に事業団の指揮監督を受けて事業団の業務に従事している者をいい、雇用関係にある職員並びに理事、監事、評議員、派遣社員、実習生及びボランティアをいう。

(事業団の責務)

第3条 事業団が取り扱う個人情報で、目黒区の指定管理業務及び委託業務等の実施に

に伴い保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）、目黒区個人情報保護条例、目黒区特定個人情報の保護に関する条例、目黒区個人番号の利用に関する条例及び事業ごとに取り交す個人情報保護に関する覚書等を遵守する。

その他個人情報に関して適用される法令や規範を遵守し、個人情報を収集し、保管し又は利用するにあたっては基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じるものとする。

- 2 個人情報を収集し、保管し、又は利用する事業団の職員等は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（職員等の守秘義務等）

第4条 事業団の職員等及び事業団の定款に定められた委員会の委員は、職務上若しくは活動上知り得た個人情報をみだりに他人に開示し、又は正当な目的以外に使用してはならない。

- 2 前項による職員等の義務は、その職を退いた後も存続する。

第2章 個人情報の取得、利用

（利用目的の特定）

第5条 個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第6条 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

（1）法令、条例又はこれらに基づく行政通知等（以下「法令等」という。）に基づく場合

（2）出版、報道等により公にされているとき。

（3）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（4）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（5）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令等の定める事務を遂行することに対して事業団が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第7条 個人情報を取得するときは、個人情報を取り扱う事業の目的を明確にし、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得するものとする。

2 要配慮個人情報は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮者個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、国内若しくは外国の放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関、著述を業として行う者、大学その他の学術研究を目的とする機関・団体又はそれらに属する者、宗教団体、政治団体により公開されている場合

(6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(7) 第21条第2項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受ける場合

(個人情報業務の登録)

第8条 業務を新たに開始するにあたり、個人情報を収集するときは、次に掲げる事項を個人情報登録簿に登録しなければならない。

(1) 業務の名称

(2) 業務の目的

(3) 個人情報の対象者

(4) 個人情報の内容

(5) 業務で取り扱う保有個人データの名称

(6) 前各号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 前項の登録に係る業務を廃止し、又は変更するときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、事業団は、緊急かつやむを得ないときは、業務を開始し、又は変更した日以後において、第1項の規定による登録又は前項の規定による登録の修正をすることができる。この場合において、事業団は速やかに当該登録又は登録の修正をしなければならない。

4 業務の目的を変更する場合には、変更前の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

5 個人情報登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第9条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 第5条2項の規定により利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事業団の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(不適正な利用の禁止)

第10条 個人情報は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないものとする。

第3章 個人データの安全・適正な管理

(データ内容の正確性の確保)

第11条 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第12条 事業団は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

(1) 個人情報保護に関する規程の整備及び公表

(2) 個人情報保護推進のための組織体制等の整備

(3) 個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備

(4) 雇用契約締結時における個人情報保護に関する規程の整備

(5) 従業者等に対する教育研修の実施

- (6) 物理的安全管理措
- (7) 技術的安全管理措置
- (8) 個人データの適切な保存
- (9) 不要となった個人データの廃棄及び消去
(電子計算組織による処理)

第13条 事業団は、個人データを処理するため、原則として事業団以外の電子計算組織との通信回線その他の方法により結合を行ってはならない。

2 保有する個人データを処理する電子計算組織について必要な保護措置を講じ、その安全性の確保に努めなければならない。

3 電子計算組織に対する保護措置については、この規程によるものの他、事業団の電子計算組織システム運用管理に関する規程の定めるところによるものとする。

(個人情報保護総括管理責任者の設置)

第14条 個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、事務局に個人情報保護総括管理責任者を、事業団が運営する施設ごとに個人情報保護管理責任者を置く。

(職員等の監督)

第15条 事業団は、職員等に個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、職員等に対する必要かつ適切な監督を行う。

(委託先の監督)

第16条 事業団は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託等に伴う措置)

第17条 事業団は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託先との契約書に明記することにより、個人データの保護に関して委託先に次に掲げる義務を課すものとする。

- (1) 第12条に定めるのと同等の安全管理措置を講じること
- (2) 従業者等の監督
- (3) 委託した事業の再委託の禁止
- (4) 委託した事業を遂行する目的以外の個人データの使用禁止
- (5) 個人データの複写及び複製の制限
- (6) 個人データの取扱い状況の定期的な報告及び説明
- (7) 個人データの取扱い状況を委託者が確認することに応じること
- (8) 個人データの取扱いが適切でない場合に委託者による改善の申入れに応じること
- (9) 守秘義務(従業者等がその職を退いた後を含む。)
- (10) 個人データの第三者提供の制限
- (11) 個人データの返還及び廃棄若しくは消去
- (12) 事故発生時における報告及び適切な措置

(受託者等の責務)

第18条 事業団から個人情報を取り扱う事業を受託した者は、前条に基づき個人情報の漏えい、滅失及びき損防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ず

るよう努めなければならない。

- 2 前項の受託事業に従事している者又は従事していた者は、その事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第4章 個人データの漏えい等の報告等

(漏えい等事案に対する措置)

第19条 事業団は、個人データの漏えい等又はそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合は、漏えい等事案の内容に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じる。

- (1) 理事長その他の責任者への報告及び被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査及び原因の究明
- (3) 前号で把握した事実関係による影響範囲の特定
- (4) 第2号の結果を踏まえた再発防止策の検討及び実施

(漏えい等事案の報告及び本人への通知)

第20条 事業団は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、次に掲げる漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を個人情報保護委員会に報告する。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

- 2 事業団は、前項に規定する漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を本人に通知し、それ以外の漏えい等事案が生じたときは、当該事案の内容等に応じて、適宜に本人に通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第5章 個人データの第三者提供の制限

(第三者提供の制限)

第21条 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないものとする。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 出版、報道等により公にされているとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を

得ることが困難であるとき。

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令等の定める事務を遂行することに対して事業団が協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること。

(2) 第三者に提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の手段又は方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 事業団が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称もしくは住所又は法人にあってはその代表者の氏名に変更があつたときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第22条 個人データを第三者(第2条第5項ただし書に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。)に提供したときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が前条第1項各号、第2項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前条第1項の本人の同意を得ている旨

(2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定

かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)

(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

(4) 当該個人データの項目

2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成するものとする。

3 第1項の記録は、その作成日から3年間保存する。

(第三者提供を受ける際の確認及び記録)

第23条 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第21条第1項各号、第2項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項第1号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法により行い、前項第2号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により行う。

3 事業団は、第1項の規定による確認を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成する。

(1) 本人の同意を得ている旨（個人情報取扱事業者以外の第三者から個人データの提供を受けた場合を除く。）

(2) 第1項各号に掲げる事項

(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

(4) 当該個人データの項目

4 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成するものとする。

5 第3項の記録は、その作成日から3年間保存しなければならない。

第6章 本人関与のしくみ

(保有個人データに関する事項の公表等)

第24条 事業団は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

(1) 事業団の名称及び住所並びに代表者の氏名

(2) すべての保有個人データの利用目的（第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

(3) 次項の規定による求め又は次条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第26条第1項又は第27条第1項、第3項若しくは第5項の規定による求めに応じる手続（第32条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

(4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態に置くこと

により当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれのあるものを除く。)

(5) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申し出先

2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第25条 本人は、事業団に対し、当該本人が識別される保有個人データについて、次に掲げるいずれかの方法による開示を請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(1) 電磁的記録の提供による方法

(2) 書面の交付による方法

2 前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、前項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 事業団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

3 事業団が第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

4 個人情報保護法以外の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、当該法令の規定に定めるところによる。

5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第22条第1項及び第23条第3項の記録（以下「第三者提供記録」という。）について準用する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若

しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(訂正等)

第26条 本人は、事業団に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

2 当法人が前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して個人情報保護法以外の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

3 当法人が第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

(利用停止等)

第27条 本人は、事業団に対し、当該本人が識別される保有個人データが第6条若しくは第10条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第7条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 事業団が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、事業団に対し、当該本人が識別される保有個人データが第21条第1項の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 事業団が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 本人は、事業団に対し、当該本人が識別される保有個人データを当法人が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第20条第1項に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データ利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 事業団が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があること

が判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7 事業団が第1項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
(理由の説明)

第28条 事業団が、第24条第3項、第25条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第26条第3項又は前条第7項の規定により、本人から求められ又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示請求等に応じる手続)

第29条 第24条第2項の規定による求め又は第25条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第26条第1項若しくは第27条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求（以下「開示請求等」という。）をしようとする者は、事業団に対し、事業団所定の保有個人データ開示等請求書を提出しなければならない。

2 開示請求等をする者は、事業団に対し、自己が当該開示請求等に係る保有個人データの本人であることを証する書面を提出又は提示しなければならない。

3 事業団は、本人に対し、開示請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、事業団は、本人が容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。

4 開示請求等は、本人が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人、又は開示請求等をするにつき本人が委任した代理人によって行うことができる。

5 前項の代理人によって開示請求等をするときは、当該代理人は、当法人に対し、その代理権限を証する書面を提出しなければならない。

(請求に対する決定等)

第30条 事業団は、開示請求等があつたときは、当該開示請求等があつた日から起算して、開示請求にあつては15日以内に、訂正請求、消去等請求及び利用中止請求にあつては20日以内に、当該開示請求等に対する可否を決定し、その旨を書面により速やかに当該開示請求等をした者に通知しなければならない。ただし、第29条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の場合において、当該保有個人データの全部又は一部について開示、訂正、消去等又は利用中止をしないこと（第 25 条第 2 項、第 3 項の規定により開示しないこと及び当該開示請求等に係る保有個人データを保有していないことにより拒否することを含む。）と決定したときは、その理由（その理由がなくなる期日を明示できるときはその理由及び期日）を併せて通知しなければならない。
- 3 事業団は、やむを得ない理由により第 1 項に規定する期間内に開示請求等に係る決定をすることができないときは、当該開示請求等があった日から 30 日を限度として、その期間を延長することができる。
- 4 事業団は、前項の規定により第 1 項の規定する期間を延長した場合であって、当該延長された期間内に開示請求等に係る決定をすることができないと認めるときは、当該開示請求等をした者の同意がある場合に限り、更に 30 日を限度として、その期間を延長することができる。
- 5 前 2 項の規定による期間の延長を行う場合において、事業団は、開示請求等をしたものに対し、当該延長の理由及び開示請求等に係る決定をすることができる時期を書面により通知しなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第 30 条の 2 事業団は、開示請求に係る保有個人データに事業団及び開示請求をした者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、当該開示請求に係る決定に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他事業団が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 事業団は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該情報が含まれる保有個人データを開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間をおかなければならない。この場合において、事業団は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（救済の手続）

第 31 条 第 30 条の規定に基づく決定に不服があるものは、事業団に対して不服の申し立てができる。

（手数料）

第 32 条 事業団が第 24 条第 2 項の規定による利用目的の通知又は第 25 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 前項に規定する手数料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めるものとする。

（他の法令との調整）

第 33 条 事業団は、他の法令の規定により閲覧若しくは縦覧をし、又は謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる保有個人データについては、この規定による

保有個人データの開示を行わない。

- 2 事業団は、他の法令の規定により、訂正し、消去等をし、又は利用中止をすることができる保有個人データについては、この規程の規定による保有個人データの訂正、消去等又は利用中止を行わない。

(保有個人データに関する事項の公表)

- 第34条 事業団は、第25条、第26条、第27条、第29条の規定による開示請求、訂正等請求、利用停止等の請求及び請求に対する決定等並びに第35条規定による苦情処理の申し出先について、掲示等の方法により公表しなければならない。

第7章 苦情の解決

(苦情の解決)

- 第35条 事業団の個人情報の取扱いに関する苦情の受付窓口を、総務部に置く。

- 2 事業団は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な解決に努めるものとする。
- 3 事業団は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めるものとする。

第8章 雑則

(委任)

- 第36条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年12月26日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

個人情報業務登録簿

保有所属		登録番号		
業務の名称				
業務の目的				
個人情報の対象者				
業務開始年月日	年 月 日			
個人情報の内容	基本的事項 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 家族関係 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他 ()	心身の状況 <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 処置内容 <input type="checkbox"/> 与薬内容 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 精神状況 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 障害手帳 <input type="checkbox"/> ケアプラン <input type="checkbox"/> 認知度 <input type="checkbox"/> その他 ()	生活状況 <input type="checkbox"/> 発語 <input type="checkbox"/> 歩行 <input type="checkbox"/> 着替え <input type="checkbox"/> 排泄 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 行動範囲 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他 ()	その他の事項 <input type="checkbox"/> 金融情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格・免許 <input type="checkbox"/> その他 ()
	個人情報の収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人外 (<input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 目的外 (<input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> その他)		
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 随時			
記録の形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 磁気テープ・ディスク <input type="checkbox"/> その他			
電算処理	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> ホスト <input type="checkbox"/> 個別)			
備考				

第2号様式（第8条関係）

個人情報目録

所 属		登録年月日	年 月 日
業務の名称 (登録番号)	-----	整理番号	第 号
個人情報の利用目的			

番号	個人情報データベース等の名称	備 考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

年 月 日

第三者提供記録票

【保存年限：3 年】

保 有 所 属		登録番号	
第三者の氏名 (法人の場合、代表者名)			
第三者の住所	〒 ー		
連絡先電話番号			
第三者による個人 データ取得の経緯			
第三者が取得した した個人情報の 項目			
提 供 年 月 日	年	月	日
提 供 期 限	年	月	日まで
備 考			

(注) 登録番号は、個人情報業務登録票（第 1 号様式）の登録番号を記入すること。

年 月 日

自己情報（開示・訂正・消去等・利用停止）請求書

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
理事長 あて

住所
請求者 氏名
連絡先電話番号（ ）

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団個人情報保護規程第25条から第27条の規定に基づき、下記により自己情報の（ 開示・訂正・消去等・利用停止 ）を請求します。

記

請求の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 消去等 <input type="checkbox"/> 利用停止		
自己情報の件名	注) 自己情報を特定するために必要な事項をなるべく具体的に記入してください。		
・訂正を求める内容 ・消去等又は利用中止の趣旨及び理由			
所属	所属 電話番号（ ）	本人確認	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
処理欄	写しの枚数 枚 郵送（有・無） 実費額（ 円）		担当者氏名

- (注) 1 本人確認欄は、記入しないでください。
2 は、該当項目にレ点を付してください。

第 号
年 月 日

自己情報開示等可否決定通知書

様

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
理事長 ㊟

年 月 日に請求のありました自己情報の（開示・訂正・消去等・利用停止）につきましては、下記のとおり決定しましたので社会福祉法人目黒区社会福祉事業団個人情報保護規程第 30 条の規定により通知します。

記

自己情報の件名	
決 定	<input type="checkbox"/> 応じます <input type="checkbox"/> 一部応じます <input type="checkbox"/> 応じられません
請求に応じられない理由	
閲覧等の請求に応じる日時	年 月 日午前 時から午前 時まで 午後 午後 の間に（ ）にお越しく下さい。 なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を保有 所 属までご連絡ください。 保有所属 電話番号（ ） ※お越しの際は、本通知書を係員に提示してください。
訂正・消去等・利用中止の処理	
この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して、60 日以内に目黒区社会福祉事業団理事長に対し異議申立てを、6 か月以内に目黒区社会福祉事業団を被告（訴訟において目黒区社会福祉事業団を代表する者は理事長となります。）として取消しの訴えの提起をすることができます。	

第 号
年 月 日

自己情報開示等可否決定延期・再延期通知書

様

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
理事長 ㊟

年 月 日に請求がありました自己情報の（ 開示・ 訂正・ 消去等・ 利用中止 ）につきましては、下記のとおり可否の決定の延期・再延期をいたしましたので、社会福祉法人目黒区社会福祉事業団個人情報保護規程第 30 条第 5 項の規定により通知します。

なお、決定を行ったときは、速やかに通知します。

記

請 求 の 区 分	
自 己 情 報 の 件 名	
延 期 前 の 決 定 期 限	
延 期 ・ 再 延 期 の 理 由	
決 定 す る こ と が で き る 期 日	年 月 日
保 有 所 属	所 属 電 話 番 号 ()

第 号
年 月 日

個人情報（訂正・消去等・利用中止）通知書

様

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
理事長 ㊟

先に提供した件名の個人情報については、下記のとおり（ 訂正・消去等・ 利用中止 ） をすることとしたので社会福祉法人目黒区社会福祉事業団個人情報保護規程第 30 条第 2 項の規定により通知します。

記

決 定 の 区 分	<input type="checkbox"/> 訂 正 <input type="checkbox"/> 消 去 等 <input type="checkbox"/> 利 用 中 止
個 人 情 報 の 件 名	
決 定 内 容	
決 定 し た 日	年 月 日
保 有 所 属	所 属 電話番号（ ）

意 見 照 会 書

様

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
理事長 ㊟

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団個人情報保護規程に基づき、あなたに関する情報が含まれた個人情報について下記のとおり開示請求がありました。

そこで、個人情報保護規程第 30 条の 2 第 1 項の規定により、本件開示請求に係る個人情報の開示等の決定を行うに当たり、あなたに開示についての意見の照会を行いますので、別紙「開示についての意見書」により、 年 月 日までにご回答ください。

なお、期限までに回答がない場合は、開示に反対しないものとして取り扱います。

記

開示請求のあった年月日	年 月 日
開示請求があった個人情報が記録された情報	
あなたに関する情報の内容	
意見書の提出先	提出先 電話番号（ ）

開示についての意見書

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
理事長 あて

住所
意見提出者 氏名
連絡先電話番号（ ）

年 月 日付け 第 号で照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

開示についての意見	反対する ・ 反対しない
開示に反対する理由	

注 「反対する。・反対しない。」のどちらかを○で囲んでください。

第 号
年 月 日

開示決定に係る通知書

様

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
理事長 ㊟

年 月 日付けのあなたに関する情報が含まれた個人情報の開示請求につきましては、下記のとおり個人情報を開示することと決定しましたので、社会福祉法人目黒区社会福祉事業団個人情報保護規程第 30 条の 2 第 2 項の規定により通知します。

記

開示されることとなるあなたに関する情報の内容	
開示を決定した理由	
開示を実施する日	年 月 日
保 有 所 属	所 属 電話番号 ()

注) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に目黒区社会福祉事業団理事長に対して異議申立てを、6 か月以内に目黒区社会福祉事業団を被告（訴訟において目黒区社会福祉事業団を代表する者は理事長となります。）として取消しの訴えの提起をすることができます。